

令和7年 労働災害発生状況

(休業4日以上)の死傷者数

筑西労働基準監督署

業種別

業種	年		6年		同期比	
	7年	6年	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品	34	23	11		
	木材・木製品	1	1			
	化学工業	11	19	-8		
	金属製品	17	21	-4		
	一般・電気・輸送用機械	11	17	-6		
	その他	36	30	6		
	小計	110	111	-1		
建設業	土木工事	7	1	6		
	建築工事(木造除く)	1	14	-13		
	木造建築工事	4		4		
	その他の工事	5	3	2		
	小計	17	18	-1		
陸上貨物運送事業	45	37	8			
畜産業	1	5	-4			
小売業	26	32	-6			
社会福祉施設	25	29	-4			
その他	66	64	2			
計	290	296	0	-6		

月別	7年												計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
7年	26	26	16	21	23	20	29	23	30	19	33	24	290

年齢別

年齢	件数	率(%)
～19歳	4	1.4%
20～29歳	41	14.1%
30～39歳	31	10.7%
40～49歳	49	16.9%
50～59歳	78	26.9%
60歳～	87	30.0%

業種	規模別												事故の型別												合計
	規 模 九 人	四 九 〇 人	一 〇 〇 人	九 〇 〇 人	五 〇 〇 人	一 〇 〇 人	規 模 〇 人	墜 落・ 転 落	転 倒	激 突 さ れ	は さ ま れ 巻 込 ま れ	こ ち 切 れ	交 通 事 故	動 作 の 反 動	そ の 他										
製造業	食料品	1	9	6	18		1	8	3	14	2		1	5	34										
	木材・木製品		1							1					1										
	化学工業		3	2	6		3	4		1			1	2	11										
	金属製品	4	8	5					1	2	10	1	1	2	17										
	一般・電気・輸送用機械		2	3	6		1	3	1	3	2		1		11										
	その他	7	17	6	6	3	9	1	16	1	16	1	3	3	36										
	小計	12	40	22	36	8	25	7	45	6	45	6	7	12	110										
建設業	土木工事	5	2				3	1					1	2	7										
	建築工事(木造除く)	1											1		1										
	木造建築工事	1	3				1			1	1		1		4										
	その他の工事	4	1				1			2	1			1	5										
	小計	11	6				5	1	3	2	2		3	3	17										
陸上貨物運送事業	8	23	11	3	16	8	4	1				4	6	45											
畜産業		1				1								1											
小売業	4	13	7	2	4	9						2	7	26											
社会福祉施設	6	11	7	1	1	7	1		1		3	9	3	25											
その他	17	28	7	14	5	21	7	10	1	10	4	9	9	66											
計	58	122	54	56	40	71	22	58	8	58	8	13	41	290											

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮 R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。